

● 関連ホームページアドレス ●

資源エネルギー庁

<http://www.enecho.meti.go.jp/>

省エネルギー政策・制度（法律支援）

http://www.eccj.or.jp/sub_01.html

省エネルギー関連助成制度

<http://www.eccj.or.jp/promote/06/index.html>

 **経済産業省 資源エネルギー庁**

省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課

〒100-8931 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

TEL:03-3501-9726 FAX:03-3580-8439

 **財団法人/省エネルギーセンター 技術部**

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-19-9 ジオ八丁堀

TEL:03-5543-3020 FAX:03-5543-3021

「エネ革税制」のホームページアドレス

<http://www.eccj.or.jp/enekaku/index.html>

北海道支部

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2-2 北海道経済センタービル
TEL:011-271-4028 FAX:011-222-4634

東北支部

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町3-7-1 電力ビル本館
TEL:022-221-1751 FAX:022-221-1752

東海北陸支部

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-23-28 イトービル
TEL:052-232-2216 FAX:052-232-2218

東海北陸支部・北陸支所

〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル
TEL:076-442-2256 FAX:076-442-2257

近畿支部

〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎1-2-6 新宇治電ビル
TEL:06-6364-8965 FAX:06-6365-8990

中国支部

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8-20 井上ビル
TEL:082-221-1961 FAX:082-221-1968

四国支部

〒760-0026 香川県高松市磨屋町8-1 富士火災高松ビル
TEL:087-826-0550 FAX:087-826-0555

九州支部

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-11-5 アサコ博多ビル
TEL:092-431-6402 FAX:092-431-6405

エネルギー需給 構造改革推進投資促進税制 利用のための

Q&A集

 **経済産業省 資源エネルギー庁**

 **財団法人/省エネルギーセンター**

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 (エネ革税制) の概要

省エネルギー設備等を取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれか一方を選択し税制優遇が受けられます。

- ① 中小企業者等に限る、基準取得価額（計算の基礎となる価額）の7%相当額の税額控除
- ② 普通償却に加えて基準取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却

※中小企業者等の要件

大企業の子会社等を除く資本金1億円以下の法人又は資本・出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人。個人事業者においては従業員数が1,000人以下のもの。

エネ革税制対象設備一覧表

【別表1】エネルギー有効利用製造設備等（継続3設備、新規1設備）

別表	項	号	種別	設備名	細目
1	1		新規	旋回流強化型離解装置	
1	2		継続	高性能脱燐炉	
1	3		継続	高性能機械組立設備	
1	4		継続	コンバインドサイクル発電用ガスタービン	

【別表2】エネルギー有効利用付加設備等（継続16設備、新規4設備）

別表	項	号	種別	設備名	細目
2	1		継続	省エネルギー型クラウン制御ローラー	
2	2		継続	鋼片板幅制御装置	
2	3		継続	高効率型電動熱源機	
2	4	1	継続	高効率工業炉	原材料予熱式
2	4	2	継続	高効率工業炉	断熱強化型
2	5		継続	高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置	
2	6		継続	サーボ駆動式プレス機	
2	7	1	継続	生型造型機	枠付生型造型機
2	7	2	継続	生型造型機	無枠生型造型機
2	8		継続	400ボルト級配線設備	
2	9	1	継続	高効率複合工作機械	高効率複合加工機
2	9	2	継続	高効率複合工作機械	高効率複合研削盤
2	10	1	継続	高断熱窓設備	高断熱窓装置
2	10	2	継続	高断熱窓設備	高断熱窓ガラス
2	11		継続	熱供給型動力発生装置	
2	12		継続	エネルギー回生型ハイブリッド自動車	
2	13	1	新規	物流用蓄熱式保冷装置	車載保冷装置
2	13	2	新規	物流用蓄熱式保冷装置	蓄熱式保冷剤凍結装置
2	14		新規	外部電源式車載空調装置	
2	15		新規	外部電源式車載空調装置用給電設備	

【別表3】電気・ガス需要平準化設備（継続1設備）

別表	項	号	種別	設備名	細目
3			継続	ガス冷房装置	34kW以上

【別表4】新エネルギー利用設備等（継続13設備、新規2設備）

別表	項	号	種別	設備名	細目
4	1		継続	太陽熱利用集蓄熱装置	
4	2	1	継続	未利用エネルギー利用設備	河川水又は海水を熱源とするもの
4	2	2	継続	未利用エネルギー利用設備	中水又は下水を熱源とするもの
4	2	3	継続	未利用エネルギー利用設備	地下水を熱源とするもの
4	2	4	継続	未利用エネルギー利用設備	供給・回収導管
4	2	5	継続	未利用エネルギー利用設備	雪又は氷を熱源とするもの
4	3	1	継続	バイオマス利用装置(名称変更)	紙・パルプ製造工程バイオマス燃焼ボイラー(名称変更)
4	3	2	継続	バイオマス利用装置(名称変更)	リグニン燃焼ボイラー
4	3	3	継続	バイオマス利用装置(名称変更)	木質バイオマス発電装置
4	3	4	新規	バイオマス利用装置	木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置
4	3	5	新規	バイオマス利用装置	木質バイオマス利用加温装置
4	3	6	継続	バイオマス利用装置(名称変更)	バイオマス利用メタンガス製造装置(名称変更)
4	3	7	継続	バイオマス利用装置(名称変更)	バイオマスエタノール製造設備
4	4		継続	風力発電設備	
4	5		継続	太陽光発電設備	

【別表5】その他の石油代替エネルギー利用設備等（継続14設備、新規1設備）

別表	項	号	種別	設備名	細目
5	1	1	継続	地方ガス天然ガス化設備	天然ガス出荷導管
5	1	2	継続	地方ガス天然ガス化設備	天然ガス受入導管
5	1	3	継続	地方ガス天然ガス化設備	液化天然ガス貯蔵装置
5	1	4	継続	地方ガス天然ガス化設備	熱量変更設備
5	2		継続	多品種受入型液化天然ガス貯蔵装置	
5	3	1	継続	天然ガス利用設備	天然ガス利用工業炉
5	3	2	継続	天然ガス利用設備	天然ガス利用ボイラー
5	4		継続	天然ガスフォークリフト	
5	5		継続	廃棄物熱利用設備(名称変更、別表4から別表5の分類へ移動)	廃棄物を燃焼させることにより発生する温水又は蒸気を熱源とするもの
5	6		継続	天然ガス自動車(別表4から別表5の分類へ移動)	
5	7		継続	天然ガス自動車用燃料供給設備(別表4から別表5の分類へ移動)	
5	8		継続	燃料電池自動車(別表4から別表5の分類へ移動)	
5	9		継続	燃料電池自動車用燃料供給設備(別表4から別表5の分類へ移動)	
5	10		新規	電気自動車	
5	11		継続	燃料電池設備(別表4から別表5の分類へ移動)	

【別表6】エネルギー使用合理化設備（新規26設備）※1

別表	項	号	種別	設備名	細目
6	1	1	新規	高断熱窓設備	高断熱窓装置
6	1	2	新規	高断熱窓設備	高断熱窓ガラス
6	2	1	新規	高効率空気調和設備	吸収式冷温水機
6	2	2	新規	高効率空気調和設備	吸収式冷凍機
6	2	3	新規	高効率空気調和設備	空冷式ヒートポンプチリングユニット
6	2	4	新規	高効率空気調和設備	水冷式ヒートポンプチリングユニット
6	2	5	新規	高効率空気調和設備	蓄熱式空気調和装置
6	2	6	新規	高効率空気調和設備	ボイラー
6	2	7	新規	高効率空気調和設備	真空間接加熱式温水器
6	2	8	新規	高効率空気調和設備	熱電併給型動力発生装置
6	2	9	新規	高効率空気調和設備	冷凍機組込型空気調和機
6	2	10	新規	高効率空気調和設備	氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機
6	2	11	新規	高効率空気調和設備	ガスエンジン式ヒートポンプ空気調和機
6	2	12	新規	高効率空気調和設備	エアハンドリングユニット
6	2	13	新規	高効率空気調和設備	全熱交換器組込型空気調和機
6	2	14	新規	高効率空気調和設備	ファンコイルユニット
6	3	1	新規	高効率機械換気設備	全熱交換・換気ユニット
6	3	2	新規	高効率機械換気設備	送風機
6	4	1	新規	照明設備	高周波点灯専用形蛍光灯
6	4	2	新規	照明設備	発光ダイオード照明装置
6	5	1	新規	高効率給湯設備	ヒートポンプ式給湯器
6	5	2	新規	高効率給湯設備	潜熱回収型給湯器
6	5	3	新規	高効率給湯設備	ボイラー
6	5	4	新規	高効率給湯設備	真空間接加熱式温水器
6	5	5	新規	高効率給湯設備	熱電併給型動力発生装置
6	6		新規	交流変周波数制御方式エレベーター	

【別表7】エネルギー使用制御設備（新規6設備）※2

別表	項	号	種別	設備名	細目
7	1		新規	測定装置	
7	2		新規	中継装置	
7	3		新規	アクチュエーター	
7	4		新規	可変風量制御装置	
7	5		新規	インバーター	
7	6		新規	電子計算機	

【その他】（1設備）

別表	項	号	種別	設備名	細目
			継続	配電多重化設備	

※1 (1) 【別表6】の各項目で指定する対象設備一つ以上をすべて同時に設置する必要があります。
 (2) 税務申告の際、確定申告書等に所管行政庁交付の確認書の添付が必要です。
 ※2 (1) 【別表7】の各項目で指定する対象設備をすべて同時に設置する必要があります。ただし、【別表7】の第5項で指定する対象設備（インバーター）が既に設置されている場合には、その設備以外の各項目で指定する対象設備をすべて同時に設置する必要があります。
 (2) 税務申告の際、確定申告書等に経済産業大臣交付の確認書の添付が必要です。

Q 1 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（略してエネ革税制という）とはどのような優遇制度ですか？

A エネ革税制対象設備を直接購入し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に減価償却資産の特別償却又は税額控除ができる制度です。ただし、税額控除の対象は中小企業者等のみです。

Q 2 エネ革税制対象設備とはどのような設備があるのですか？

A 省エネルギー性が高く、高効率な設備等を対象とし、「エネルギー有効利用製造設備等（4設備）」、「エネルギー有効利用付加設備等（20設備）」、「電気・ガス需要平準化設備（1設備）」、「新エネルギー利用設備等（15設備）」、「その他の石油代替エネルギー利用設備等（15設備）」、「エネルギー使用合理化設備（26設備）」、「エネルギー使用制御設備（6設備）」と「配電多重化設備（1設備）」があります。それぞれ対象設備となる範囲が定められています。

Q 3 この制度の適用対象者は誰でしょうか？

A 青色申告書を提出する法人（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含む）又は個人です。個人事業者が青色申告を行なう場合は事前に税務署に「青色申告承認申請書」を提出し、青色申告の承認を受けている必要があります。

Q 4 基準取得価額とはどのような意味でしょうか？

A 特別償却限度額又は税額控除限度額の計算の基礎となる価額です。平成20年度については、「電気・ガス需要平準化設備」と「配電多重化設備」は取得価額の50%で、その他の設備は100%です。

Q 5 リース、貸付設備又は中古設備も対象となるのでしょうか？

A 貸付設備又は中古設備は対象となりません。リースは、所有権移転外リース取引による取得については、税額控除のみ適用可能です（特別償却には適用されません）。

Q 13 業務用ビルの省エネルギー対策支援の拡充概要と要件はどのようなものですか？

A CO₂排出量の増加が著しい民生業務部門の省エネルギー対策を加速するため、業務用ビルの省エネルギー対策の強化を図るものです。拡充概要と要件は下図を参照ください。

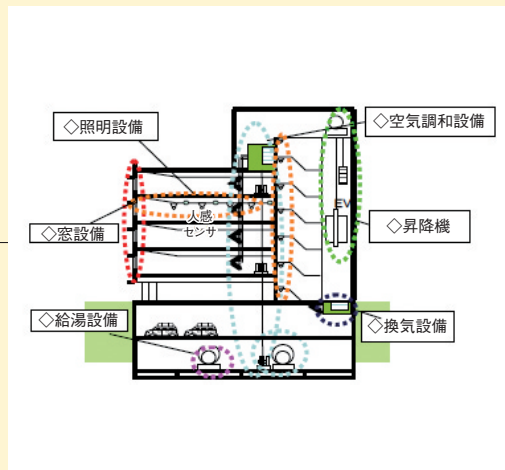
業務用ビルの省エネルギー対策支援の拡充概要と要件

○業務用ビルの省エネ対策支援の拡充

①高効率省エネビルシステムの導入支援

省エネ効果の高い高断熱窓設備、高効率空調設備、高効率機械換気設備、照明設備、高効率給湯設備、交流変周波数制御方式エレベーターから構成される高効率ビルシステムを対象として追加。

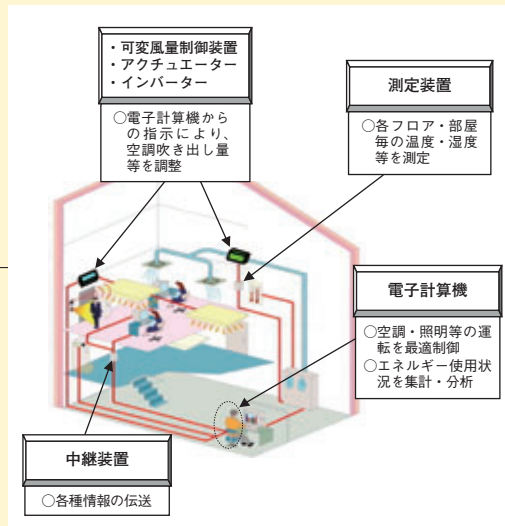
要件	2000m ² 以上のビル	平成11年基準を 20% 上回る省エネ性能を有するもの
	2000m ² 未満のビル	平成11年基準を 10% 上回る省エネ性能を有するもの
【別表6】の各項で指定する対象設備一つ以上をすべて同時に設置する。		



②ビルエネルギー管理システム (BEMS) の導入支援

室内環境やエネルギー使用状況の計測や制御、監視、管理などを行うことによって空調等の主設備のエネルギー消費を削減するビルエネルギー管理システムを対象として追加。

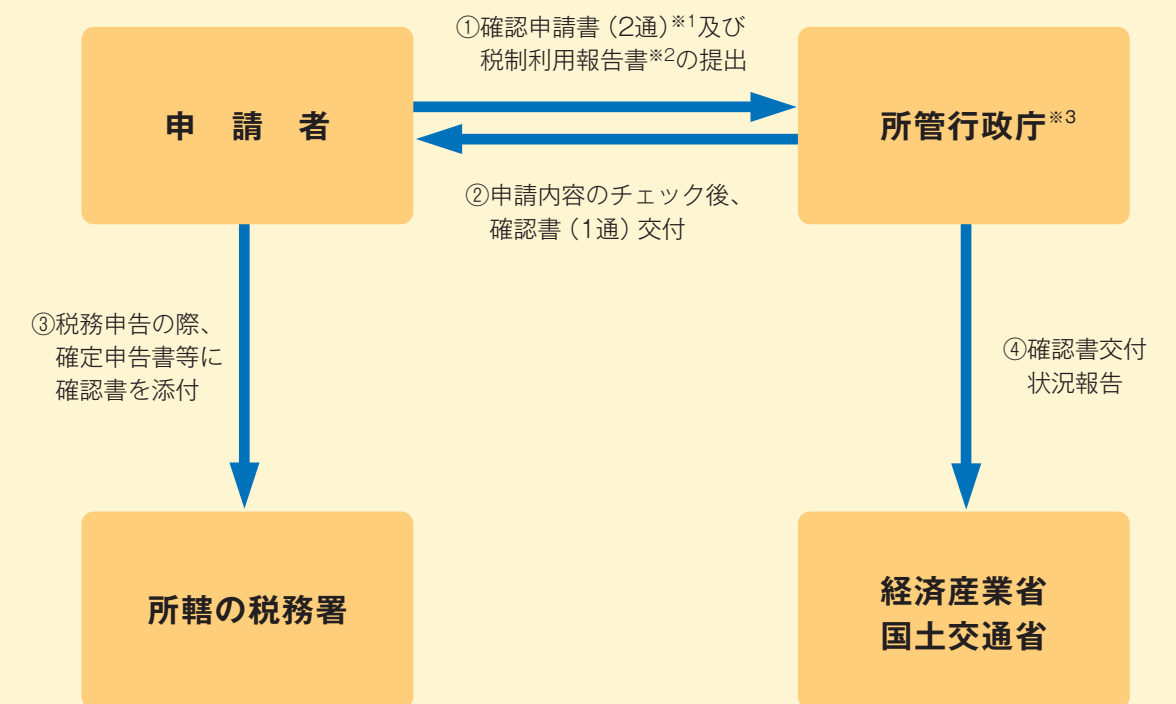
要件	BEMSの導入により省エネルギー率が 5% 以上改善するもの。	
	【別表7】の各項で指定する対象設備をすべて同時に設置することが必要。 ただし、【別表7】の第5項で指定する対象設備(インバーター)が既に設置されている場合には、その設備以外の各項で指定する対象設備をすべて同時に設置する。	



Q 14 【別表6】の設備を取得した場合の要件確認スキームはどのようなものですか？

A 【別表6】エネルギー使用合理化設備を取得して税制優遇の申告を行う場合は、下図に掲げるスキームに基づく所管行政庁交付の確認書を税務申告の際、確定申告書等に添付することが必要です。

【別表6】エネルギー使用合理化設備の要件確認スキーム



※1 確認申請書(2通)は、エネルギー使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令(平成15年国土交通省令第15号)第1条の規定に基づく別記第1号様式の添付が必要です。
なお、省エネ法に基づく届出義務を負わない方(2000m²に満たない建築物の新築等を行う方)は、当該届出書の第二面以下に記載し、確認申請書に添付してください。既に省エネ法に基づく届出を行った方は、確認申請書に当該届出書の写しを添付することで足りります。

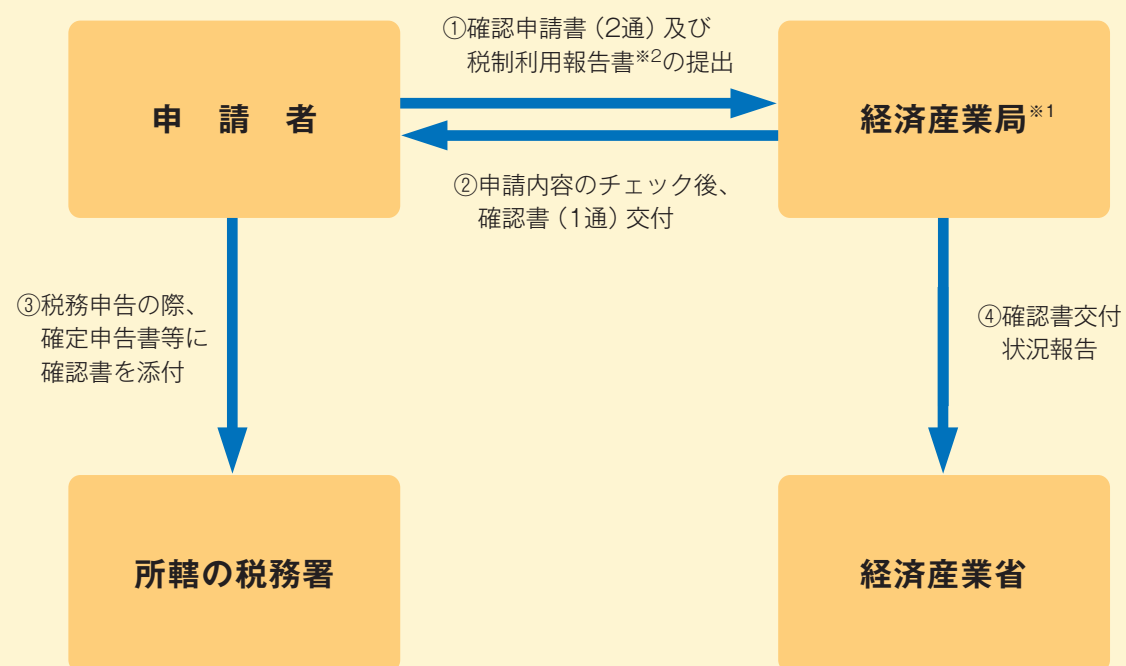
※2 税制利用報告書の提出は任意です。情報の取扱いには十分留意した上で、本税制の利用状況を把握するためのみに活用させていただきます。

※3 所管行政庁は、エネルギー使用合理化設備を設置した所在地を管轄する建築主事を配置し、建築確認を行う都道府県等です。

Q 15 【別表7】の設備を取得した場合の要件確認スキームはどのようなものですか？

A 【別表7】エネルギー使用制御設備を取得して税制優遇の申告を行う場合は、下図に掲げるスキームに基づく経済産業大臣交付の確認書を税務申告の際、確定申告書等に添付することが必要です。

【別表7】エネルギー使用制御設備の要件確認スキーム



※1 エネルギー使用制御設備を設置した所在地を管轄する経済産業局を示す。
なお、提出先及び問合せ先を次表に掲げる。
※2 税制利用報告書の提出は任意です。情報の取扱いには十分留意した上で、
本税制の利用状況を把握するためのみに活用させていただきます。

経済産業省	北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	011-709-1753 (直通)
	東北経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー課	022-263-1207 (直通)
	関東経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	048-600-0361 (直通)
	中部経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	052-951-2775 (直通)
	近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	06-6966-6043 (直通)
	中国経済産業局	資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	082-224-5713 (直通)
	四国経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	087-811-8535 (直通)
	九州経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	092-482-5473 (直通)
内閣府	沖縄総合事務局	経済産業部	環境資源課	098-866-1757 (直通)

Q 16 事業の用に供した、とは具体的にどのようなときをいうのでしょうか？

A その設備のおかれている状態等を具体的に考慮して、個別的に判断することになります。一般的には、その設備の本来の用途・用法に従い現実に使用を開始したときをいい、その機械装置を使い当初予定している製品等が生産できる状態に達した時をもって事業の用に供したと解されます。

したがって、試運転中のものや、機械装置を使って作業を開始できる状態にあっても、その作業の開始がない限り事業の用に供したとはいえません。

なお、「現実に製品等が生産された」ということは、必ずしも問われるものではありません。

実務上は、後日問題の起きないように、設備をいつ取得し、いつ事業の用に供したか、を作業日報等の原始記録により確認し、明瞭に証拠だてる必要があります。この日については、例えば、年度末の3月31日か4月1日とかいった場合に問題になりますので注意してください。

Q 17 「貸し付けの用に供する」の解釈について、例えば一般の貸ビルのようにテナントスペースだけを貸している場合は、この制度の適用の対象となるのでしょうか？

A 貸ビル会社が対象設備等を自社で管理保守していれば適用されると解されます。したがって、質問の場合のようにテナントスペースのみを貸しているような場合は適用の対象となります。

Q 18 特別償却制度とは？

A 建物・機械装置等の減価償却資産は、使用又は時の経過により、減耗し、経済的に陳腐化していきます。
 減価償却は、減価償却資産の取得価額について、その減耗額を見積り、その使用期間にわたって、一定の方法により費用として配分するための手続です。
 その計算方法のうち一般的に使用されるものに、次の2つがあります。

1.定額法

$$\text{償却限度額} = (\text{取得価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「定額法の償却率」})$$

2.定率法

〔(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合〕

$$\text{償却限度額} = (\text{期首帳簿価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「定率法の償却率」})$$

〔(調整前償却額) < (償却保証額) の場合〕

$$\text{償却限度額} = (\text{改定取得価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「改定償却率」})$$

法人の場合、定率法が原則として有形減価償却資産に対する法定償却方法とされています。

特別償却は、政策的な見地から、一定の減価償却資産を取得した場合には、普通償却限度額以上の償却限度額を認めようとする制度です。

したがって、特別償却の対象となる資産を取得した企業は、その対象資産について早期に償却することが認められる結果、税務上、課税の繰延べというメリットが生じます。

また、特別償却不足額を1年間繰越すことと、特別償却準備金として繰り入れることも認められています(租税特別措置法52の②)。

Q 19 特別償却の事例で説明して戴けますか？

A 特別償却の制度を設例1に示し、説明します。

設例 1

A社は、当期(平成20.4.1～平成21.3.31)中に設備を取得し平成20年5月に事業用に供しました。なお、当社の償却方法は定率法です。

取得価額 27,000,000円 / 法定耐用年数15年

1. 普通償却限度額 $27,000,000円 \times 0.167 \times 11/12 = 4,133,250円$
(基準取得価額)

2. 特別償却限度額 $27,000,000円 \times 30/100 = 8,100,000円$
(基準取得価額) (特別償却)

3. 当期の償却限度額 $4,133,250円 + 8,100,000円 = 12,233,250円$
(普通償却限度額) (特別償却限度額)

Q 20 特別償却の届け出用紙はありますか？

A 法人の場合、確定申告書に法人税申告書の「減価償却資産の償却額の償却額の計算に関する明細書」(償却方法により用紙が異なる。)を添付し、更にその明細書として附表の添付が必要です。

Q 21 中小企業者等対象の税額控除の事例で説明して戴けますか？

A 税額控除の制度を設例2に示し、説明します。

設例 2

A社は、当期(平成20.4.1～平成21.3.31)中に設備を取得し、(基準取得価額27,000,000円)、平成20年5月に事業の用に供しました。当期の法人税額は6,964,000円です。翌事業年度の法人税額は7,550,000円です。

<当期>

$$27,000,000円 \times 7\% = 1,890,000円 \quad \leftarrow \text{①}$$

(基準取得価額) (税額控除率)

$$6,964,000円 \times 20\% = 1,392,800円 \quad \leftarrow \text{②}$$

(当期の法人税額) (限度率)

この場合、①、②いずれか低い方となりますので、②の1,392,800円が当期の控除額となります。本来控除できる1,890,000円との差額497,200円(①-②)については翌期に繰り越しができます。

<翌期>

$$7,550,000円 \times 20\% = 1,510,000円 \quad \leftarrow \text{③}$$

(翌期の法人税額) (限度率)

$$\text{繰越税額} = 497,200円 \quad \leftarrow \text{④}$$

この場合、④が③以内ですので、497,200円を控除できます。一方、仮に翌期の法人税額が少なく、600,000円しかなかった場合、翌期法人税額の20%相当額は

$$600,000円 \times 20\% = 120,000円 \quad \leftarrow \text{⑤}$$

(法人税額) (限度率)

となり、④と⑤のいずれか低い方となり、⑤の120,000円が控除額となります。この場合、本来控除できる497,200円との差額377,200円については、再繰越ができず放棄されます。

Q 22 中小企業者等の場合、特別償却か税額控除いずれを選択した方が有利でしょうか？

A 税額控除方式を選択するか、特別償却方式を選択するかは企業の自由にまかされており、企業は自らに有利な方式を選択すれば良いのですが、2つの方式のいずれにメリットがあるのかについては必ずしも一方が有利とは言えず、個々の企業の実情に応じて選択することが良いでしょう。

選択の基準としては、資産を取得した初年度においては、特別償却の方がメリットがやや大きいといえます。

簡便的に試算すると100の基準取得価額に対して30の特別償却を行えば、法人税は $30 \times 30\%$ (※) = 9の減税となり、税額控除では $100 \times 7\%$ = 7の減税にとどまり、特別償却の方が減税額がやや大きくなります。(※中小法人の軽減税率は別途あり：法人税法第66条)

しかし、最終的には初年度減税額の金利メリットしかないことになるのに対し、税額控除は絶対免税であるので、単純に見れば取得資産の全耐用年数期間を通ずれば、税額控除の適用を選択した方が企業にとって有利になるでしょう。

現実には、税額控除は赤字企業では適用できないなどの個別事情があるので、個々の企業の実情に応じて選択することとなるでしょう。

いずれにしても確実にいえることは、対象設備を導入することにより、エネルギーの削減、及び光熱費等の経費削減にもなるでしょう。

エネ革税制の経緯

エネルギーの安定供給の確保、地球温暖化対策など、我が国のエネルギー需給を巡る情勢変化に対応するため、

- ① 省エネルギーをはじめとするエネルギー有効利用という需要側の対策
- ② 新エネルギーを含む石油代替エネルギー導入促進という供給側の対策

を同時に推進し、エネルギー需給の構造改革を行う必要があります。

このため、省エネルギー設備、新エネルギー設備、石油代替エネルギー設備などの導入を税制面から支援する本制度（エネ革税制）が平成4年度に創設されました。エネ革税制は時限付措置でありながら、その有効性が認められ平成20年度税制改正においても更に2年間の延長が認められました。

ご参考

平成19年度 減価償却制度改正（償却可能限度額及び残存価額の廃止等）について

- ① 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産
償却可能限度額（取得価額の95%相当額）及び残存価額が廃止され、耐用年数経過時点で「残存簿価1円」まで償却できるようになりました。
- ② 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産
従前の償却方法で取得価額の95%相当額（従前の償却可能限度額）まで償却した後、5年間で「残存簿価1円」まで均等償却できるようになりました。
- ③ 新たな定率法の導入によって、定額法の償却率の原則2.5倍に設定された「定率法の償却率」が適用され、従前の制度に比して、早い段階において多額の償却を行うことが可能になりました。

（備考）改正内容の詳細は、「エネ革税制」(<http://www.eccj.or.jp/enekaku/index.html>) 掲載の下記の資料（出所：国税庁）をご参照ください。

- ◎平成19年度 法人の減価償却制度の改正のあらまし
- ◎法人の減価償却制度に関するQ&A